

## 別表六（二十三）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の12の4第2項若しくは第3項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和7年改正前の措置法（以下1において「令和7年旧措置法」といいます。）第42条の12の4第2項若しくは第3項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において措置法第42条の12の4第3項又は令和7年旧措置法第42条の12の4第3項の規定の適用を受けようとする場合を含みます。）に記載します。

2 「措法第42条の12の4第2項各号の該当号1」の欄の記載に当たっては、次によります。

(1) 令和7年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定経営力向上設備等（措置法第42条の12の4第1項に規定する特定経営力向上設備等をいいます。以下2及び6において同じです。）にあっては、括弧の中には、当該特定経営力向上設備等が中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項各号（経営力向上設備等の要件等）に掲げる設備等又は同条第3項に規定する設備等のいずれに該当するかに応じその該当号又は該当項を記載します。

(2) 令和7年4月1日前に取得又は製作若しくは建設をした特定経営力向上設備等にあっては、「第1号・第2号」を消し、括弧の中には、当該特定経営力向上設備等が中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（令和7年経済産業省令第28号）による改正前の中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項各号（経営力向上設備等の要件）に掲げる設備等のいずれに該当するかに応じその該当号を記載します。

3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規

定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。

4 「差引改定取得価額10」の欄は、特定機械装置等（措置法第42条の12の4第1項第2号に規定する特定機械装置等をいいます。以下4において同じです。）につき同条第2項の規定の適用を受ける場合において、一の生産等設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額が60億円を超えるときは、

$$\begin{array}{r} \text{「 差 引 改 定 取 得 価 額 } \\ \text{60億円} \times \frac{\text{(8)-(9)}}{\text{一の生産等設備を構成する特定} \\ \text{機械装置等の取得価額の合計額}} \quad \text{10} \\ \text{」} \end{array}$$

と読み替えて計算した金額を記載します。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該合計額その他参考となるべき事項を記載します。

5 「同上のうち特定中小企業者等に係る額14」の欄は、措置法第42条の12の4第1項に規定する中小企業者等のうち措置法令第27条の12の4第3項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）に規定する法人以外の法人が指定事業の用（措置法第42条の12の4第1項に規定する指定事業の用をいいます。6において同じです。）に供した措置法第42条の12の4第2項第1号に掲げる減価償却資産の取得価額の合計額を記載します。

6 「税額控除限度額15」の分子の空欄には、その指定事業の用に供した特定経営力向上設備等が措置法第42条の12の4第1項第2号ロに規定する特定建物等に該当する場合には「2」と記載し、その他の場合には「1」と記載します。

7 「翌期繰越額29」の各欄の外書には、別表六(六)「8」又は別表六(六)付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。